

1. 基本方針（1/2）



1 マニュアル作成の背景

- 東日本大震災をはじめとする過去の災害時に、ペットがいることで避難をためらう、置き去りにされたペットが野生化してしまう等の問題が発生しました
- これらを踏まえ、環境省では、ペットの同行避難（飼い主と共にペットも避難所に避難する）を推奨しています（環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（以下「環境省ガイドライン」という。）より）
- いわき市地域防災計画（以下「市計画」という。）及びいわき市避難所運営マニュアル（以下「市マニュアル」という。）により、市は「ペット避難スペースの確保等、ペット同行避難者への配慮に努める」と定められています
- 小名浜地区では、令和5年度第2回市総合防災訓練にあわせて、ペット同行避難訓練（いわき市初）を永崎小で実施しました。訓練は、県獣医師会いわき支部や動物愛護団体等の協力のもと実施しました
- 今回、災害時に、ペット同行避難者を円滑に受け入れできるよう、避難所ごとの利用可能なスペースの選定や、市・飼い主の役割、受入の手順等を具体的に整理しました

2 基本的な考え方について

- ペット同行避難の受入は、現在のところ小名浜支所管内にある指定避難所（28箇所）のうち、避難スペースを確保できる別紙の避難所（10箇所）とします
- 上記の避難所を開設する場合は、あわせてペット同行避難者の受け入れ体制を整えます
- ペット避難スペースは、市マニュアルに基づき、一般の避難者と区別し、屋外に確保します。また、ペットの健康管理等を考慮し、庇や屋根のある場所を基本とします
- 受入ペットは、犬、猫をはじめ、個人が飼育する小型の哺乳類、鳥類のうち、市の指定するスペースにおいて、避難所ペット飼育ルールに従い飼育できるものとします。また、特定動物（※1）及び特定外来生物（※2）は除きます
 - ※1…人に危害を加える恐れのある動物。ワニガメ、ニシキヘビ等
 - ※2…生態系、人命、農林水産業に影響を及ぼす外来生物。カミツキガメ、サソリ等
- 本マニュアルは、災害対策小名浜地区本部が独自に作成したものです
- ペット同行避難について、平時から、市民の皆様のご理解とご協力を得られるよう、本マニュアルは、市のホームページ等で公開します
市計画や市マニュアルに改定が生じた場合は、適宜修正を行います

1. 基本方針（2/2）



3 市と飼い主の役割について

- 環境省ガイドライン、市計画、及び市マニュアルに基づき、次のとおりとします
- 市の役割は、主に「避難訓練の実施や情報提供等による啓発」「避難ペットの把握」「避難スペースの指定（提供）」等とします
- 飼い主の役割は「避難所におけるペットの飼育」「ペット避難スペースの管理運営」とします。また、避難所運営管理者及び市職員の指示に従い、避難所ペット飼育ルールを順守することとします
- なお、市、飼い主の、避難所における対応の詳細は、それぞれ別に示します

4 参考資料

環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html



いわき市地域防災計画 ⇒関連する資料のみ、本ガイドラインP16～P20に添付

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000003851/>



いわき市作成「令和5年度第2回いわき市総合防災訓練（小名浜地区）ペット同行避難訓練」紹介動画

<https://www.youtube.com/watch?v=EdnI7E6ygB0>

